

# 電気通信大学における21世紀COEプログラム事業担当若手研究者に対する研究活動経費支給要領

平成15年 9月24日

## (趣旨)

第1 この要領は、電気通信大学(以下「本学」という。)において21世紀COEプログラムの拠点プログラム事業を遂行する上で、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行うことが必要な場合に、当該若手研究者に対し研究活動を行うために必要な経費(以下「研究活動経費」という。)を支給する場合の取扱いについて定めるものとする。

## (支給条件)

第2 研究活動経費の支給を受ける若手研究者(以下「研究活動経費受給者」という。)は、21世紀COEプログラムの拠点プログラム事業に必要な研究活動を行うものとする。

## (受給資格)

第3 研究活動経費受給者となることのできる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 拠点を形成する専攻等で研究を行う大学院博士後期課程に在籍する学生又は博士課程修了者であること。
- (2) 世界的な研究拠点を形成するために必要かつ優秀な者であること。
- (3) 他から類似の経費の助成を受けていないこと。

## (出願)

第4 研究活動経費を受けようとする者は、具体的な研究活動計画を記載した書面により、学長に申請するものとする。

2 学長は、募集に当たって、選定人数(上限)を明確にするものとする。

## (選考)

第5 学長は、前項の申請があったときは、選定委員会を開催し、選考を行うものとする。

2 選定委員会の委員は、学長が別に定める。

## (支給金額)

第6 研究活動経費として支給する額は、1人あたり年額150万円を上限とし、個別に学長が定める。

## (研究実施期間)

第7 研究活動経費による研究の実施期間は、研究奨励金の受給対象となった年度末までとする。

## (受給決定辞退)

第8 研究活動経費受給者として決定された者が、事情の変更により、受給を辞退しようとする場合は、理由を付して速やかに学長に届け出るものとする。

## (報告)

第9 研究活動経費受給者は、研究活動を終了したとき、研究活動結果報告書を学長に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、研究活動経費の支給に関し必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成15年9月24日から施行する。